

Covid19 感染症予防対策国家指導委員会

第 2847/CV-BCD

外国人の投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理者による業務に関するベトナムへの入国支援について

ハノイ、2020年5月23日

宛先：各省、市の人民委員長

2020年5月15日のCovid19感染症予防対策についての政府定例会議におけるフック首相の指導意見（2020年5月15日付首相府通達第182/TB-VPCP）を実施するため、感染防止に努めながら、外国人の投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理者（以下専門家とする）がベトナムに入国するに当たってよりふさわしい条件を準備し、またそれを支援するために、Covid19感染症予防対策国家指導委員会は、各省・市の人民委員長に以下の内容を実施するよう要請する：

1. 主管の地域に駐在している機関、組織の需要に基づき、省レベル人民委員会は入国し仕事しても構わない専門家リストを作成し公安省（出入国管理局）に送り、公安省に検討・処理してもらう。
2. 保健省の「Covid19 予防対策のための集中隔離施設での隔離ガイドライン」を交付した2020/3/12付けの第878/QD-BYTの決定書又は「Covid19 予防対策のための、隔離者の自己負担による宿泊施設での一時的な集中隔離のガイドライン」を交付した1246/QD-BYTに基づき、専門家のための隔離施設の指名及び選定を行う。隔離を実施する際には、絶対に隔離施設中の集団感染の発生及び隔離施設からコミュニティへ感染が発生しないようにする。
3. Covid19の検査についての2020/4/16付けの国家指導委員会の1905/CV-BCDの通達を遵守し、入国してから検査を2回実施する。14日間の集中隔離期間後、コミュニティへの感染防止目的のため、引き続き14日間の医療監視を行う。
4. 安全確保及び感染症防止のため、省及び市の公安は保健局、県レベル人民委員会および関係機関と協力し空港、国境口、港から隔離施設まで、専門家の送迎をしっかりと行う。その他省及び市の公安は隔離施設を管理し、セキュリティ確保、医療観察および関連内容を実施する。
5. 主管の地域に駐在しており、入国の需要がある機関、組織に対して通報する：
  - ・省及び市が指名及び選定した隔離施設に関する情報。
  - ・入国する専門家のリスト、具体的な隔離・送迎案を省及び市の人民委員会に提出して、承認してもらう。
  - ・専門家の入国に関する申請書類（有効期限があるビザを有する人、ビザ発給が必要な人を別々のリストを作成する）及び省及び市の承認文書を公安省（出入国管理局）に提出し検討・処理してもらう。

ご協力ありがとうございます。

あて先

・上記同様

**Dam** 副首相（報告のため）

国家指導委員会の各委員

各副大臣

**63** の省・市

保存

委員長代理

副委員長

保健省副大臣

**Nguyen Thanh Long**